

1 調査対象国での知的障害児（者）の認定基準について

国（韓国・保健福祉部）は「知能指数（IQ）70以下」を統一基準として、知的障害者と認定している。

韓国においては、心理学的に確認された知能検査で判別するウェクスラー式知能検査が使用されている。

ウェクスラー式知能検査でIQ70~79は境界線知能基準とよばれる。基本的に、知的障害基準はIQ69以下であるが、IQが70の場合はウェクスラー式知能検査の結果上は境界線知能とされ、軽度(旧3級)知的障害として登録が可能である。

IQ	分類
130 以上	高知能者
120~129	優秀
110~119	平均上
90~109	平均
80~89	平均下
70~79	境界線 知能
50~69	軽度知的障害
35~49	中等度知的障害
20~34	高度知的障害
19以下	最重度知的障害

2 調査対象国での知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）への支援内容

国が統一した基準を提示している。

障害者として各種福祉支援を受けるには、障害者登録が必要であり、基準値以上の知能指数の場合、法的に障害者登録が不可能であり、韓国で非障害者とみなされるため、基準値以上の者は障害者福祉の対象外となる。

登録障害者になれば国に障害者として登録され、以後各種福祉施策の支援対象となる。
(ウェクスラー式知能検査基準で知能指数が70以下の場合)

【参考】障害者登録手続き

登録申請(障害者)→障害診断依頼書発給(市・郡)→障害診断書および審査書類発給(医療機関)→障害診断書および審査書類受付(市・郡)→障害等級審査依頼(市・郡)→審査依頼受付(国民年金公団支社)→障害等級審査および決定(国民年金公団障害審査センター)→審査結果確認および障害者登録(市・郡)→審査結果通知(市・郡)
→障害者登録証(福祉カード)受理(障害者)

○障害者福祉法

●国と地方自治体の責任

- 国と地方自治体は障害の発生を予防し、障害の早期発見に対する国民の関心を高め、障害者の自立を支援し、保護が必要な障害者を保護して障害者の福祉を向上させる責任を負う(第9条第1項)。
- 国及び地方自治体は、女性障害者の権益を保護するために政策を講じなければならない(同条第2項)。
- 国と地方自治体は障害者福祉政策を障害者とその保護者に積極的に広報しなければならないが、国民が障害者を正しく理解できるようにするために必要な政策を講じなければならない(同条第3項)。

●福祉措置

- 障害者登録、相談支援、医療費、教育および自立訓練費、生業支援、雇用促進、各種手当てなど福祉(第31条~第52条)を規定している。

3 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）が「犯罪加害者」にならないための支援の担い手には、どのようなものがあるか。

また、それぞれの担い手が、どのような役割を果たし、どのような支援を行っているか。

知的障害者が犯罪加害者にならないような支援に特化した担い手は存在しない。実質的な支援の担い手のほとんどは家族である。

以下は知的障害者の犯罪例、現状の参考情報である。

○知的障害当事者が性犯罪を犯す場合がある。これは、肉体は成人に成長したものの、精神的に自制力や共感能力に欠ける男性知的障害者が加害者になるケースが大多数である。知的能力が落ちるだけに、一般人より欲求を調節する自制力が落ちる点が理由である。

学校で一般的な性教育を受けても、非障害者に比べて理解力が落ちる場合があるうえ、自宅で家族や介護者との生活パターンが全てである場合が多く、他の異性に会うことが珍しく、このような環境の中で活発になった性欲を解消する方法を学んでいない知的障害者は女性や老弱者に性犯罪を犯すことがありうる。

(記事)2021.06.14 ファイナンシャルニュース

「検察が認知症の疑い80代女性の家に侵入して性的暴行を加えた50代知的障害者に対して拘束令状を請求」

<https://n.news.naver.com/mnews/article/014/0004656629>

○一般的に知的障害者のセクハラが頻繁に起きる場所は、ボランティア活動が行われる施設などである場合が多い。ボランティア活動や社会奉仕に来た女性、女性社会福祉士の身体部位を触ったり、人を無理やり腕で抱きしめようとするなどの行動をしたり、トイレなどの狭い空間に入る時に体を襲うなどの犯罪行動をする場合もある。だが、被害者たちはそのようなことを体験しても申告や告訴ができなかったり、「障害者だから…」という理由で我慢したり隠したりする。

結局、障害者関連犯罪を放置した場合、被害者が発生する問題と共に障害者全体に対する嫌悪が広がる問題が発生する可能性が高いため、国家的・社会的次元で障害者関連犯罪の管理と教育体系を整備することが重要だと言えるが、まだ対処がほとんどないのが現実である。

4 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）の福祉と刑事司法の連携の制度が存在しますか。存在する場合、その制度の内容について教えてください。

存在しない。

5 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）が仮に「犯罪加害者」になってしまった場合、矯正施設（刑務所等）を退所した知的障害児（者）の支援に特化した入所型施設は存在しますか。存在する場合、その支援内容について教えてください。

存在しない。